

令和5年度 特別徴収関係書類つづり

目次

○ 明石市提出用の宛名シール	1 頁
○ 特別徴収について	1 頁
○ 異動届出書の記入例	3 頁
○ 退職所得について	6 頁
○ eLTAX (エルタックス) のご案内	8 頁

◎特別徴収事務に関する「よくある質問」は、[明石市 市民税](#) [検索](#)



【各種様式】

異動届出書★	9 頁
特別徴収切替申請書★	10 頁
所在地・名称変更届出書★	11 頁
退職手当等に係る市民税・県民税の特別徴収税額納入内訳書★	12 頁
退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額納入申告書(個人事業主用)★	13 頁
特別徴収納入書の予備用紙	14 頁
郵便局指定通知書	17 頁

★印の様式は、明石市ホームページからダウンロード頂けます。

(<https://www.city.akashi.lg.jp/>)

ホーム > 申請書ダウンロード > 総務局 > 市民税課 [明石市 申請書](#) [検索](#)

給与(経理)担当の方へのお願い

従業員の方の個人情報を守る観点から、税額決定通知書(納税義務者用)について、圧着して内容を秘匿した状態で送付しています。

税額決定通知書(納税義務者用)は従業員3名分が1枚につながった状態となっています。お手数をおかけしますが配付の際は、1名分ずつ切り離し、圧着部分をはがさず従業員の方にお渡しください。

お問い合わせ

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市役所 (市町村コード 282031)

特別徴収の課税内容、納期の特例のご相談	市民税課 (078)918-5013
過誤納金の還付・充当	税制課 (078)918-5072
納入のご相談	納税課 (078)918-5016

※連絡時は必ず指定番号をお知らせください。

特別徴収事務取扱いの要点

1. 特別徴収の方法と納入期限について

特別徴収税額は6月から翌年5月までの12回に分割していますので、給与の支払いをする際、毎月徴収して翌月の10日までに納入してください。

2. 同封書類について

(1) 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

特別徴収義務者において保管してください。

(2) 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

それぞれの納税義務者へ圧着部分をはがさず交付してください。

(3) 特別徴収納入書

「納入書不要」と届出された事業所へは送付していませんので、必要な場合はご連絡ください。14~16ページに納入書予備用紙3枚をとじ込んでいます。

3. 「異動届出書」に基づく「特別徴収税額の決定・変更通知書」の送付について

(1) 年度当初(5月中旬)送付の通知書

4月7日受付分までの異動届出書を処理しています。

(2) 6月上旬送付の通知書

4月10日から5月12日受付分までの異動届出書を処理しています。

(3) 7月以降の各月上旬送付の通知書

各前月20日頃受付分までの異動届出書を処理しています。

4. 納税義務者が退職や転勤した(在籍されていない方が含まれる)場合

9ページの「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

5. 事業所の所在地や名称に変更があった場合

11ページの「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」を提出してください。
年度当初(5月中旬)送付の通知書については、4月7日受付分までの変更届出書を処理しています。

6. 普通徴収の納税義務者が新たに特別徴収を希望した場合

10ページの「特別徴収切替申請書」を提出してください。

7. 退職手当等の支給により特別徴収税額が生じた場合

納入書裏面の「納入申告書」に必要事項をご記入いただくとともに、12ページの「退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書」を提出してください。

8. 取りまとめ指定金融機関について

明石市の取りまとめ指定金融機関は三井住友銀行明石支店です。